

消 防 予 第 120 号

令和 8 年 3 月 30 日

各都道府県消防防災主管部長
各 消 防 本 部 消 防 長
非常備町村消防防災主管部局長

} 殿

消防庁予防課長

(公印省略)

工事中の防火対象物における火災予防上の留意事項について

去る令和 7 年 11 月 26 日、香港の高層住宅において、改修工事中の火災により多数の死傷者が発生しました。現在、出火原因等は現地当局により調査中ですが、令和 7 年度予防行政のあり方に関する検討会において、本火災の教訓等について検討した内容を踏まえ、工事中の防火対象物における火災予防上の留意事項を下記のとおり取りまとめましたので通知します。

貴職におかれましては、工事関係者や建物関係者に対し、下記事項について機会を捉えて指導するようお願いします。

なお、本通知は消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 37 条の規定に基づく助言であることを申し添えます。

記

1 出火防止について

火気を使用する作業や火花が発生する作業等を行う際は、周囲の可燃物の除去や消火器等の準備、また、必要に応じて不燃性シートによる火花等の飛散防止を図ること。

2 工事用シートについて

工事用シートは、消防法令に基づき、防災物品を使用すること。

3 改修工事中の消防用設備等の運用について

改修工事においても、原則として消防用設備等の機能を維持する必要があるが、一部機能を停止させる必要のある場合は、停止させる範囲や時間を必要最小限とするとともに、工期や作業内容等に応じて代替設備の設置や巡回警戒等の対策を講じること。

4 火災発生時の応急対応等について

火災発生時は、直ちに消防機関への通報、初期消火を行うとともに、防火対象物の利用者に対して迅速な情報伝達と避難誘導を行うこと。

また、工事の進捗によって作業者の配置や使用可能な避難経路等が変わる可能性があるため、当該状況に応じた火災時の情報伝達ルートや避難経路について、あらかじめ計画しておくこと。

【問合せ先】

消防庁予防課設備係

明田、関、山崎

企画調整係

奥田、辻、中西

電話：03-5253-7523

Email：yobo@soumu.go.jp